

株式会社和心 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社和心と称し、英文では、Wagokoro co., ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 日本の伝統文化に関する啓蒙、教育、研修、紹介及びその企画
- (2) 各種講演会・シンポジウム・セミナー及びイベントの企画、制作、開催及び実施運営
- (3) 装飾品（指輪・ネックレス・腕輪・かんざし・ヘアピン等）の企画、製造、販売、輸出入及び貸与
- (4) 衣料用繊維製品の企画、製造、販売、輸出入及び貸与
- (5) 日用家庭用品及び日用品雑貨の販売及び輸出入
- (6) 什器備品、文房具の企画、製造、販売及び輸出入
- (7) 食料品、飲料品の企画、製造、販売及び輸出入
- (8) 飲食店の経営
- (9) 古物の売買、輸出入及びその受託販売
- (10) ネイル・メイクアップサロン、ヘア・メイクアップサロン等の経営
- (11) 自転車、通信機器等の貸与
- (12) インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、保守、販売及び賃貸
- (13) インターネットを利用した通信販売業
- (14) 著作権・出版権・翻訳権・商品化権等の知的所有権の実施、使用、利用許諾、維持管理、販売及び貸与
- (15) 倉庫業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、貨物軽自動車運送事業及び荷役・物品の保管業
- (16) 広告の企画、制作及び代理並びに宣伝業
- (17) 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
- (18) 経営に関するコンサルティング業務

- (19) 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びコンサルティング業務
- (20) 投資業
- (21) 有価証券の保有、運用、投資及び売買
- (22) クリーニング取次業
- (23) 動物取扱業
- (24) フランチャイズチェーン店の経営及びその指導
- (25) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、9 百万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、1 0 0 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 1 8 9 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 1 6 6 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第 9 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の監査等委員でない取締役の数は10名以内とし、監査等委員である取締役の数は5名以内（ただし、その過半数は社外取締役とする）で選任する。

(取締役の選任)

第19条 当会社の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって、それぞれ区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

また補欠又は増員として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第21条 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第24条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の決議方法)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第28条 監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員でない取締役の報酬等とそれぞれ区別して株主総会の決議によって定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であった者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選任することができる。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第34条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
3. 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

第7章 附 則

(取締役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 2 条 当社は、第 17 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 4 2 3 条第 1 項に定める監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2020 年 3 月 27 日

以上は当社の定款に相違ない。

東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目 2 0 番 1 2 号
株式会社和心
代表取締役 森 智宏 印